



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

4

2024

発行:種子田社会保険労務士事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田 1-1-9 種子田ビル2階

TEL 099-299-0087 FAX 099-297-5095 e-mail sharoushi@taneda.biz

重要

## 令和6年度の雇用保険の保険料率 前年度と同率(据え置き)

令和6年度の雇用保険の保険料率は、令和5年度の率と同じで決定いたしました。

### 令和6年度の雇用保険の保険料率

#### ●令和6年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

内 訳 事業の種類	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5 〔1,000分の15.5〕	1,000分の6 〔1,000分の6〕	1,000分の6 〔1,000分の6〕
			1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の9.5 〔1,000分の9.5〕
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5 〔1,000分の17.5〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕
			1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の10.5 〔1,000分の10.5〕
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5 〔1,000分の18.5〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕
			1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕
			計 1,000分の11.5 〔1,000分の11.5〕

〔 〕は令和5年度の率

★雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しており、助成金の主な財源になっています。助成金についても、令和6年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになると考えられます。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

改正予定

## 医療保険の保険料に子ども・子育て分を上乗せへ 改正法案を国会に提出

令和6年2月中旬、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。

この改正法案は、異次元の少子化対策として話題になった「加速化プラン」の施策を着実に実行するためのものです。

ここでは、企業実務に着目して、影響が大きい改正事項を紹介します。

### <共働き・共育での推進>

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する（雇用保険法等の改正：令和7年4月1日施行予定）。

### <子ども・子育て支援金制度の創設>

- 国は、児童手当の拡充、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設などに必要な費用に充てるため、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める（子ども・子育て支援法の改正：令和6年10月1日施行予定）。
- 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に、「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用（「子ども・子育て支援金」）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法等を定める（医療保険各法等の改正：令和8年4月1日施行予定）。

☆ 異次元の少子化対策の財源をどうするのか？ 注目を集めていましたが、結局は、医療保険の保険料に上乗せすることにより、労働者・事業主などに負担させる模様です（上記の最後の参照）。

政府は、その負担の増加分（1人当たり月1,250円〔労使計〕程度という話が出ています）を帳消しにするような賃上げを実現して、理解を得ようとしています。

詳細はまだ分かりませんが、令和8年4月から、医療保険の保険料に上乗せがなされる予定であることは、頭に入れておきましょう。

### 要確認

### 中小企業の65.6%が人手不足と回答(日商の調査)

日本商工会議所から、「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」の集計結果が公表されました。

（調査期間は本年1月4日～26日：回答があった中小企業2,988社の結果を集計）

ここでは、企業実務に着目して、影響が大きい改正事項を紹介します。

#### 「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」から抜粋

### <人手不足の状況>

- 人手が「不足している」と回答した企業は65.6%。  
3社に2社が人手不足の厳しい状況続く。
- 人手不足への対応方法は、「採用活動の強化（非正規社員含む）」(81.1%)が最多。  
「事業のスリム化、ムダの排除、外注の活用」(39.1%)や、「女性・高齢者・外国人材など多様な人材の活躍推進」(37.3%)は、4割弱にとどまる。

### <令和6年度の賃上げ>

- 令和6年度に「賃上げを実施予定」とする企業は61.3%と6割超。  
昨年度から3.1ポイント増加。
- 従業員規模5人以下の企業では、「賃上げ実施予定」は32.7%と3割強にとどまり、「賃上げを見送る予定（引下げ予定を含む）」が16.8%と2割近く。  
「賃上げ実施予定」の企業の割合は、規模が小さい企業ほど低い。
- 令和6年度の賃上げ率の見通しについては、「3%以上」とする企業が36.6%と4割近くに達しており、「5%以上」とする企業は1割(10.0%)にとどまっている。

☆ 中小企業では、人手不足というネックもあり、生産性を高めた上で賃上げを実施することは、なかなか難しい状況にありますね。

人手不足への対応としては、賃上げにつなげるためにも、省力化や多様な人材の活躍推進などの取組が求められるところですが、中小企業では、採用活動の強化に偏っている傾向にあるようです。

賃上げの実施や人手不足への対応などに対する政府の支援策(助成金など)もありますので、必要であれば、気軽にご相談ください。